

「議事（１）審議会の構成について」に係る関係条文（抜粋）

**ア 会長の選挙**

○消費生活条例施行規則  
(審議会の会長)

第 17 条 審議会に会長を置く。

2 会長は、学識経験のある委員のうちから、委員が選挙する。

**イ 会長職務代理者の指名**

○消費生活条例施行規則  
(審議会の会長)

第 17 条 審議会に会長を置く。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

**ウ 部会の設置**

○消費生活条例施行規則  
(部会)

第 20 条 審議会は、特別の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

○消費生活条例  
(意見の聴取)

第 40 条 市長は、消費生活基本計画、商品等表示基準、単価表示基準、包装基準及び第 20 条に規定する別に定めるものを定め、又は変更し、若しくは改正しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(不適正な取引行為の防止)

第 20 条 事業者は、消費者に商品等を販売し、又は提供する契約及び信用を供与する契約その他の契約に関し、次の各号のいずれかに該当する行為であつて別に定めるもの（以下「不適正な取引行為」という。）を行ってはならない。（以下、略）

○消費生活条例施行規則  
(部会)

第 20 条

8 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

## エ 部会の構成

○消費生活条例施行規則

(部会)

第20条

2 部会は、会長が指名する委員及び専門委員をもって組織する。

## オ 部会長の選挙

○消費生活条例施行規則

(部会)

第20条

3 部会ごとに部会長を置く。

4 部会長は、学識経験のある委員のうちから、当該部会に属する委員が選挙する。ただし、学識経験のある委員が1人であるときは、当該委員を部会長とする。